

事業者や行政機関からしょうがい者差別を受けた場合の相談を受け付けています。

相談窓口 1 町田市しょうがい福祉課

電話番号 0427242147

ファックス番号 05031011653

受付時間平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

相談窓口 2 東京都しょうがい者権利擁護センター（広域支援相談員）

電話番号 0353204223

ファックス番号 0353881413

メールアドレス syougaisyakenriyogo@section.metro.tokyo.jp

相談窓口 3 東京労働局職業安定部職業対策課

職場でしょうがい者差別を受けた場合など雇用分野のご相談はこちらにお願いします。

電話番号 0335121664

次の 2 つのような扱いを受けた場合はご相談ください。

1 つ目事業者や行政機関とのやりとりで、しょうがいを理由に正当な理由なくしょうがいの無い人と異なる取扱いを受けた。これを不当な差別的取扱いといいます。

不当な差別的取扱いの具体例 1 障がいがある事を理由に、サービスの提供や入店を拒否された。

不当な差別的取扱いの具体例 2 本人を無視して介助者や付き添いの人だけに話しかける

2 つ目事業者や行政機関に、障がいがあるため配慮を求めたが理由の説明がなく断られた。これを合理的配慮の不提供といいます。

合理的配慮の不提供の具体例 1 しょうがいがあるため説明会の座席を前の方にしてもらおうように頼んだが理由の説明もなく断られた。

合理的配慮の不提供の具体例 2 手続きの際に筆談を頼んだが一方向的に断られた。